

# 青森県報

第百九十四号

令和二年  
八月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退…………… (健康福祉課) …… 一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 一
- 喀痰吸引等業務の登録…………… (高年齢福祉保険課) …… 二
- 証紙売りさばきの廃止…………… (会計管理課) …… 二
- 学習用ICT端末の購入に係る一般競争入札…………… (会計管理課) …… 二
- 青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則…………… (新産業都市建設事業団) …… 四
- 青森県新産業都市建設事業団財務特例規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 六
- 青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 六
- 青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 六

## 告 示

### 青森県告示第六百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和二年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
みどりが丘整形外科クリニック	むつ市緑ヶ丘三五の五	令和二年八月十一日

### 青森県告示第六百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十一条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、例による生活保護法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和二年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
みどりが丘整形外科クリニック	むつ市緑ヶ丘三五の五	令和二年八月十一日

青森県告示第六百二十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三五〇〇 一三三	令和二・八・三	社会福祉法人一葉会	弘前市大字弘前八五	特別養護老人ホーム福寿園	弘前市大字弘前八五	令和二・九・一	介護老人福祉施設
〇三五〇〇 一三三	〃	社会福祉法人一葉会	弘前市大字弘前八五	特別養護老人ホーム福寿園	弘前市大字弘前八五	〃	短期入所生活介護

青森県告示第六百二十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和二年七月七日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
五所川原市字田町一七二の一  
一戸 一次
- 二 売りさばき場所  
五所川原市字田町一七二の一

公 告

学習用 ICT 端末の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。  
学習用 ICT 端末 三千四百二十台
  - 2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 二 納入期限  
令和三年三月十二日
- 三 納入場所  
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
  - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
  - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知

事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和二年九月一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島二丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島二丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和二年九月二十三日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島二丁目の一

青森県庁舎南棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 契約の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Computer for Learning:

Quantity 3, 420

2 Time limit for tender:

23 September, 2020

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十二日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則(昭和三十九年四月青森県事業団規則第八

号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(入札者の心得書に係る適用除外)

第三十四条の二 前条の規定による別記第一の入札者心得書第四条第七項の規定は、災害その他の理由により同項の規定を適用することが適当でないと理事長が認める入札については、適用しない。

2 前項の入札に対するこの規則の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この規則の規定の適用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第四十六条第十五号を次のように改める。

十五 契約不適合責任

第四十八条第一項第一号イ中「契約の相手方(以下「契約者」という。)の責めに帰する理由により」を「契約の相手方(以下「契約者」という。)が」に改め、同号ロ中「契約者の責めに帰する理由により」を「契約者が」に改め、同項第三号中「年二・七パーセント」を「年二・六パーセント」に改める。

第五十八条の三中「ならない。」の次に「ただし、特段の事情がある場合は甲乙協議の上、契約内容を改めることができる。」を加える。

第九号様式の注の5中「時効中断」を「時効更新」に、第十一号様式中「時効中断年月日」を「時効更新年月日」に、「時効中断理由」を「時効更新理由」に改める。

別表第一中第七節を削り、第八節を第七節とし、第九節から第二十八節までを一節ずつ繰り上げる。

「別記第二その1(官公署と契約する場合)」中「土地売買仮契約書」を削除し、「別紙 土地売買契約書」や「土地売買契約書」に改め、同契約書第三条第二項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に、同第五条中「前条第2項」を「前条第1項」に、「引渡しが完了」を「売買代金を完納」に改める。

同契約書第六条及び同第七条を次のように改め、同契約書の注の1から3を削除する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、乙が、売買物件の種類又は品質に関し、この契約の内容に適合していない事由があることを発見し、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、契約不適合を担保する責任を負うものとする。ただし、不適合が乙の責めに帰す。

すべき事由によるものであるときは、乙は、甲に対し本条による契約不適合を担保すべき責任の履行を請求することができないものとする。

2 甲は前項に規定する契約不適合を担保する責任のうち、履行の追完に関し、乙に不当な負担を課するものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとする。なお、契約不適合を解消するために過大な費用を要する場合は、甲は乙に対し、この契約を解除することができるものとする。

3 前項の契約解除に伴う第2条の売買代金の返還には、利息を付さないものとする。

4 甲は、第1項及び第2項に定めるほかは、乙に対し、本土地の契約不適合について、隠れたものであるか否かを問わず、また、法的責任の性質いかんを問わず、一切責任を負わないものとする。

(危険負担)

第7条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までに、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責にも帰することのできない理由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しの本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることができない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

「別記第二その2 (官公署以外と契約する場合)」中「土地売買契約書」や「登記簿」及び「別紙 土地売買契約書」や「土地売買契約書」の各欄に「前条第2項」や「前条第1項」及び「引渡し完了」や「売買代金を完納」の旨を記載する。また、「年2.7パーセント」や「年2.6パーセント」及び「前条第2項」や「前条第1項」及び「引渡し完了」や「売買代金を完納」の旨を記載する。また、「年2.7パーセント」や「年2.6パーセント」及び「前条第2項」や「前条第1項」及び「引渡し完了」や「売買代金を完納」の旨を記載する。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、乙が、売買物件の種類又は品質に関し、この契約の内容に適合していない事由があることを発見し、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、契約不適合を担保する責任を負うものとする。ただし、不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、甲に対し本条による契約不適合を担保すべき責任の履行を請求することができないものとする。

2 甲は前項に規定する契約不適合を担保する責任のうち、履行の追完に関し、乙に不当な負担を課するものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとする。なお、契約不適合を解消するために過大な費用を要する場合は、甲は乙に対し、この契約を解除することができるものとする。

3 前項の契約解除に伴う第2条の売買代金の返還には、利息を付さないものとする。

4 甲は、第1項及び第2項に定めるほかは、乙に対し、本土地の契約不適合について、隠れたものであるか否かを問わず、また、法的責任の性質いかんを問わず、一切責任を負わないものとする。

(危険負担)

第8条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までに、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責にも帰することのできない理由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しの本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることができない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して

一年を超えない範囲内において、逐次施行する。

青森県新産業都市建設事業団財務特例規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十二日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第二号

青森県新産業都市建設事業団財務特例規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務特例規則（昭和三十九年四月青森県事業団規則第九号）の一部を次のように改正する。

「別表勘定科目表」の「港湾整備事業（埋立）」、「港湾整備事業（施設）」及び「宅地（田地）造成事業」の「費用」の表中「賃金」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十二日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第三号

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則（昭和三十九年二月青森県事業団規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十二日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第四号

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則（昭和三十九年二月青森県事業団規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
------------------------------------	---	-----------------------------